

# 平成 27 年度定期監査(後期)結果報告書

平成 27 年 12 月

港区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 27 年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 27 年 12 月 1 日

港区監査委員

高橋元彰

同

徳重寛之

同

井筒宣弘

## 《目 次》

第 1	監査対象部局及び実施期間	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の主な観点	1
2	監査対象施設	2
第 3	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	3

## 第1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	平成 27 年 9 月 1 日～9 月 29 日

## 第2 監査の概要

### 1 監査の主な観点

#### (1) 予算の執行について

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。
- ウ 事務処理は、適正に行われているか。

#### (2) 収入事務について

- ア 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 徴収・収納事務は、適正に行われているか。

#### (3) 支出事務について

- ア 支出は、予算目的に沿って行われているか。
- イ 支出の手続きは、適正か。

#### (4) 現金・金券の取扱い、保管について

- ア 現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。
- イ 現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

#### (5) 契約事務について

- ア 契約の方法は、適正か。
- イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- ウ 契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

- ア 財産の管理は、適切に行われているか。
- イ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 施設の維持管理は、適切に行われているか。

## 2 監査対象施設

所 管	名 称
芝地区総合支所	芝保育園、芝公園保育園
芝浦港南地区総合支所	こうなん保育園

## 第3 監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

### 1 指摘事項

(1) 不適切な調定処理について

【麻布地区総合支所 区民課】

会計事務規則第23条第1項ただし書は、「同一の科目に属する歳入で、日々調定するものについては、毎月分をとりまとめ、翌月5日までに通知することができる。」と規定している。

「納課税証明手数料」「自動車臨時運行許可手数料」「戸籍関係諸証明手数料」「畜犬登録等手数料」「狂犬病予防注射等手数料」「身分証明書手数料」「印鑑証明手数料」「住民記録諸証明手数料」「住民基本台帳カード発行手数料」「自動交付機カード発行手数料」「コミュニティバス乗車券費用」「国民健康保険証明手数料」の調定については、平成26年度定期監査（後期）において意見事項としたところであるが、平成26年12月分以降について、調定が期間内に処理されていないものがあった。

調定の手続きは、会計事務規則に基づき、遅れることなく適正な処理を徹底すべきである。

(2) 不適切な調定処理について

【赤坂地区総合支所 区民課】

会計事務規則第 23 条第 1 項ただし書は、「同一の科目に属する歳入で、日々調定するものについては、毎月分をとりまとめ、翌月 5 日までに通知することができる。」と規定している。

「納課税証明手数料」「自動車臨時運行許可手数料」「戸籍関係諸証明手数料」「身分証明手数料」「印鑑証明手数料」「住民記録諸証明手数料」「住民基本台帳カード発行手数料」「自動交付機カード発行手数料」の調定については、平成 26 年度定期監査（後期）において意見事項としたところであるが、平成 26 年 12 月分の調定が期間内に処理されていなかった。

調定の手続きは、会計事務規則に基づき、遅れることなく適正な処理を徹底すべきである。

(3) 支出に係る証拠書類の取扱い等に関する指導について

【会計室】

定期監査（後期）対象部局の平成 26 年度の支出に係る証拠書類（見積書、請書、請求書）において、鉛筆で記載されているものが 7 件あった。納品書を保存していないものが 60 件あり、履行確認日から支出命令書の起票日まで 3 か月以上かかったものが、26 件あった。

また使用料等の調定では、会計事務規則第 23 条第 1 項のただし書は、「同一の科目に属する歳入で、日々調定をするものについては、毎月分をとりまとめ、翌月 5 日までに通知することができる。」と規定しているが、翌月 5 日までに通知を行っていないものが、237 件あった。

会計事務に関しては、これまでも職員の経験年数や職層等に応じた説明会を実施し適正な事務処理の徹底に取り組んできたと理解しているが、十分な改善に至っていない。

会計書類の迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して、更なる指導を徹底すべきである。

## 2 意見事項

(1) 納付期限の誤りによる収入未済について

【みなと保健所 保健予防課】

23 区では予防接種の相互委託に関する協定を締結しており、他区の区民が港区内で行った予防接種の費用については、当該区に請求を行っている。

請求書の納付期限を出納閉鎖期日間際に設定したため、平成 26 年度会計に歳入されず 20,109,667 円（10 区分）の収入未済が生じた。

本件は事務処理の誤りにより適切な時期に歳入の確保ができなかったものであり、適正かつ迅速な事務処理に努められたい。

(2) 臨時職員賃金の不適切な処理について

**【芝浦港南地区総合支所 区民課】**

臨時職員賃金について、勤務日数及び勤務時間の集計を誤ったため、賃金を多く支出したものの3件、支出額が不足していたものが4件あった。臨時職員賃金の支出に際しては、臨時職員取扱要綱に基づき適正な事務処理を徹底されたい。

(3) 契約に係る不適切な手続きについて

**【高輪地区総合支所 管理課】**

課長は、契約事務規則第3条の2の規定により、1件予定価格130万円以下の工事契約に関する契約権限を委任されている。契約締結にあたっては、財務会計の手引で事業者から代表者印のある見積書を徴し、見積合わせを行うこととしている。高輪地区総合支所管理課においては、契約事務をみたところ見積書に代表者印の無いものが20件以上あった。

契約手続きの際は、書類に不備がないよう、契約事務規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

(4) 委託業務の作業日報について

**【芝地区総合支所 協働推進課】**

清掃委託事業者から提出された公衆便所及び公園便所清掃作業委託（塩釜公園）の平成26年6月から8月分の作業日報において、清掃作業実績がないにもかかわらず、実施となっていた。区はこの作業日報と実際の実施日の確認を行っていなかった。

所管課は、施設管理に関する意識を強く持ち、作業日報の内容をよく確認するとともに、事業者の指導を徹底し、疑問点については説明を求めるなど適切な対応に努められたい。